

令和8年度用

初版(R8.3.16)

「きょうだい一緒に下校」 ご利用の手引き



舟橋村健康福祉課

◇「きょうだい一緒に下校」の概要◇

1. 趣旨

下校時間の異なるきょうだいと一緒に帰宅することを目的として、小学校内でスタディメイトの見守りのもと、同じ学校の兄・姉の下校を待つことができます。(保護者や中学生以上の兄・姉等を待つ目的では利用できません。)

これにより、お子さんが帰宅、お留守番しやすくなり、ひいては学童における定員超過の緩和を図ります。

2. 実施場所と連絡先

場所	電話番号
舟橋小学校 図工室 ※変更になる場合があります。	保護者連絡用の携帯番号(専用番号)が決まり次第、速やかにSMSやメール等でお知らせします。 ※専用番号が決まるまでは、076-464-1122(健康福祉課) ※ <u>小学校の取組ではありません。小学校への直接のお問合せはご遠慮ください。</u>

3. 対象児童

きょうだいで舟橋小学校に在籍し、下記の要件のいずれかに該当するご家庭

- ①令和8年度、あおぞらクラブを利用されるご家庭(定員を著しく超過しているため)
- ②学童(あおぞらクラブ又はfork)を申請したが、入所決定を受けられなかったご家庭
- ③令和7年度学童(あおぞらクラブ又はfork)を利用していたが、定員超過の実態を受け、令和8年度の申請を控えられたご家庭

4. 開所日・時間等

(1)開所日

令和8年4月15日(水)

(2)開所時間

通常の授業時間において、下の子の「5限目」が終わってから、上の子の「6限目」(クラブ・委員会を含む)が終わるまで。

※下の子の下校予定時刻が「13:55」又は「14:10」、上の子の下校予定時刻が「15:00」の日。

(3)休所日

- ・学校が休みの日
- ・下の子の下校予定時刻が「13:55」より早い日
- ・全校一斉下校など、きょうだいで下校時間のズレがない日
- ・利用申込がない日
- ・小学校の事情等から、休所せざるを得ないと判断した時

(4)お子さんの見守りを行う人

スタディメイト、役場職員から3名を基本に見守りを行います。

5. 利用方法

登録がお済みでない方は、次のものをご用意いただき、役場健康福祉課へお越しください。

- ・登録申請書
- ・4月分の利用予定日届
- ・スポーツ安全保険料800円(年額)

その後、毎月末【期限厳守】までに、翌月分の「利用予定日届」を提出してください。

「利用予定日届」は、こちらをご用意する専用封筒に入れて、迎えに来る子(上の子)に預けてください。待合場所(図工室)にいるスタッフが回収します。

6. 利用料金等

スポーツ安全保険への加入が必要です。

保険料年額800円については、登録申請書の提出時に現金でお支払いください。

※なるべくお釣りのないように準備いただくと助かります。

※「放課後等の居場所」等において加入されていても、別途加入が必要です。

【スポーツ安全保険】

- ・傷害保険金・・・入院 4,000円(日額)、通院 1,500円(日額)
- ・賠償責任保険金・・・対人・対物賠償合算1事故5億円、ただし対人賠償は、1人1億円

7. 利用登録の取消し

利用登録後、在籍中においても次のいずれかに該当した場合、登録が取消しになります。

- (1) 無断欠席が続いた場合
- (2) 利用登録申請書に虚偽の記入があった場合
- (3) 児童の暴力行為、施設・設備・備品などの破壊行為により運営に支障をきたした場合

(4) その他、運営管理上、必要な指示、諸規定に従わない場合

8. その他の注意事項

(1) 申請内容に変更が生じた場合は、役場健康福祉課に設置してある利用変更届書を提出してください。

なお、利用変更届書で変更できる内容は以下のとおりです。

- ① 住所、連絡先が変更になった場合
- ② 3ヶ月以上利用の予定がない場合 など

(2) 万が一ケガをした場合は、見守りを行うスタッフが、応急処置(消毒、傷パッド貼付程度)、または、保健室に引率します。

万が一不測の事故が発生し、その責を問われる場合は、児童全員が加入するスポーツ安全保険内の補償になります。

(3) 以下の理由で利用登録取消を希望される場合は、役場健康福祉課に設置してある利用辞退届書を提出してください。

- ・利用する必要がなくなった場合
- ・転出の場合
- ・その他

9. 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、以下の個人情報を運営上、必要な範囲で利用します。また、保護者の同意なく外部への情報提供はいたしません。

■村が保有する保護者及び同一世帯に属する家族の個人情報(氏名、住所、電話番号)

(2) その他、アンケート調査等で取得した内容、個人情報は上記の目的以外の利用及び第三者への開示、提供はいたしません。個人情報の取り扱いには十分注意し、個人情報の保護に関する法律、その他の関連法令を遵守し、厳重に管理いたします。

(3) 児童の利用状況などの情報については、必要な範囲で、舟橋小学校及び村内の放課後児童クラブに提供します。

「きょうだい一緒に下校」に関するQ&A

Q: 利用申請のための提出書類は何ですか？

A: ①登録申請書、②4月利用予定日届を提出してください。就労証明書は不要です。
登録申請書は3月末までに、提出してください。
なお、4月の利用予定日届は、**4月8日(水)【厳守】**までに提出してください。

Q: 登録申請書と利用予定日届の提出先はどこですか？

A: 役場健康福祉課まで提出してください。小学校に提出しないでください。
なお、「5月」以降の利用日届は、専用封筒に入れて、毎月末までに上の子に預けてください。図工室にいるスタッフが回収します。

Q: 書類を提出するだけで利用できますか？

A: 書類審査はありません。要件(1ページ「対象児童」参照)を満たせば、どなたでも利用できます。

Q: 今回、書類を提出すれば上の子が卒業するまで利用できますか？

A: 申請は毎年度必要です。令和8年度利用された方も自動更新ではありません。

Q: 突然利用が必要になった時、何日前までに申し込めば利用可能ですか？

A: できるだけ早く役場健康福祉課までご連絡ください。
利用登録やスポーツ安全保険への加入後でなければ利用を開始できません。

Q: 申請書はどこでもらえますか？

A: 舟橋村のホームページ、役場健康福祉課窓口からお渡しできます。
小学校には置いておりませんので、直接のお問合せはご遠慮ください。

Q: 学童や「放課後等の居場所」と使い分ける際の注意点はありますか？

A: きょうだいで合流後、そのまま学童や「放課後等の居場所」に行くことはお止めください。
(児童が自力で帰宅することを補助する取組であるため。)

事前に届け出た利用予定日を厳守いただくとともに、頻回・突発的な変更はお控えください。利用予定日を変更し、学童や「放課後の居場所」を利用する際は、そちらにも必ず変更の連絡をお願いします。

また、お子さんが放課後どこへ行くか迷われないよう、保護者の方から「今日の行き先の確認」をお願いします。

Q: 校内で待機する日はいつまでに変更しなければならないのですか？

A: **変更される場合は、保護者連絡用の携帯番号にご連絡ください。小学校には直接連絡されないようお願いいたします。**

なお、理由のない頻回・突発的な変更はお控えください。

Q: 待ち時間の過ごし方が知りたいです。

A: 宿題、読書、ぬり絵、折り紙など、座ってお迎えを待つイメージです。図工室を利用するため、走り回る、ボール遊び等、体を動かすような過ごし方はできません。

Q: 6限目が図工の授業のときはどうするのですか？

A: 小学校と相談しながら、他の部屋を検討します。スタッフ、小学校が連携し、お子さんが迷わないように配慮します。

Q: 学童の利用申込みをしていますが、利用できるのでしょうか？

A: 1ページ「対象児童」を参照ください。

Q: 子どもがちゃんと図工室へ行くか心配です。

A: お子さんが間違えて、ひとりで帰宅してしまったり、学童に行ってしまうことも考えられます。

スタッフで協力し、お子さんがきちんと図工室で過ごせるよう配慮したいと思っておりますが、保護者の方においても、「今日は学校終わったら、〇〇に行って、お兄ちゃん来るまで待ってもらえ」など、呼びかけてあげてください。

特に、新1年生のお子さん、今まで学童を利用していたお子さんについては、入念な呼びかけをお願いいたします。

Q: 間違えて学童に行ってしまった場合、どうすればよいですか？

A: 図工室にいるスタッフが手薄となるので、スタッフが迎えに行くことはしません。

また、学童と小学校を行き来することによる危険や混乱を避けるため、学童に行かれたおさんは、そのまま学童で過ごしていただくこととします(利用料金が発生します)。その場合、学童から保護者に連絡がありますので、保護者の方のお迎えをお願いいたします。

なお、**もう一方のきょうだいが、その日どうするかは、保護者の方で判断いただき、速やかに保護者連絡用の携帯番号までご連絡ください。**

(例)下の子が間違えて学童に行ってしまった。

- ① 学童から保護者に連絡があり、下の子はそのまま学童で過ごす。
- ② 連絡を受けた保護者が、上の子をどうするか判断(下記の2択)
 - 学童に行かせる(上の子が学童に在籍している場合)
 - 帰宅させる
- ③ どう判断されたか、保護者連絡用の携帯番号に必ずご連絡ください。

④ スタッフから図工室に迎えに来られた、上のお子さんに伝えます。

Q: 迎えに行くはずだった上の子が急遽、「体調不良」で行けなくなった場合は？

A: 下の子もその日は利用できなくなります。

下の子がその日、学童に行かれる場合は、保護者連絡用の携帯番号と学童の「両方」に確実にご連絡ください。

Q: 迎えを待つ間に、けがや体調不良になったらどうすればよいですか？

A: 図工室にいるスタッフが応急処置(傷パッドの貼付など誰にでもできる程度のこと)をしたり、お子さんがつらそうな場合は、保健室で休んでもらいます。

帰宅できない程度の場合は、スタッフ(役場職員)から保護者に連絡しますので、お迎えをお願いいたします。登録申請書にご家族の連絡先を正確に記入ください。

その他、ご心配な点があれば、役場健康福祉課 福祉係(TEL:076-464-1122)までお問合せください。

※小学校への直接のお問合せは、学校運営の妨げとなりますので、くれぐれもご遠慮ください。

—以上—